

令和8年5月26日
施設整備課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立小学校の漏水事故に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和7年9月3日開催の教育委員会において報告した区立池之上小学校における漏水事故について、区が定期建物賃貸借契約を締結している保育園に対して、区の施設管理に起因する事故として損害賠償額が確定したことから、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 事故内容

令和7年8月3日に区立池之上小学校2階男子トイレの小便器給水管が外れたことにより漏水が発生し、階下の私立みこと保育園の調理室天井内に浸水し、同保育園の施設運営に支障が生じた。

(2) 被害の内容

食材・食器類の廃棄・購入、調理室復旧・消毒費用、調理室が使用できない間の給食提供経費、対応にあたった保育園職員の超過勤務経費

(3) 相手方

茨城県那珂市瓜連1222番地
社会福祉法人和順福社会

3 相手方への損害賠償額 1,152,077円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される。)

4 専決処分日 令和8年5月25日

5 その他

事故原因について、漏水原因となった給水管の接続部の部品の製造事業者からは、出荷後に何らかの外力が加わったことで部品が変形し、当日の受水槽点検作業後に発生したエアハンマー(※)が起因で部品が外れたと推測されるとの調査報告を受けている。一方、工事施工事業者からは適正に施工しているとの回答を得ている。

現時点において、事故原因の特定に至っていないことから、今後、関係事業者、庁内関係所管等と引き続き調査を継続するとともに、原因の特定及び当該原因に応じた関係者に対する損害賠償請求等の法的対応の検討も行っていく。

※エアハンマー：断水復旧時などに配管内に残った空気が水圧で圧縮・移動し、蛇口や配管に衝撃音や振動が生じる現象